



京丹後市商工会だより

Kyotango City Society of Commerce & Industry



4月号
Vol.221



京丹後市商工会 〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1
●TEL.0772-62-0342 ●FAX.0772-62-3553
●URL:https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp

●網野支所/TEL:72-1863 ●大宮支所/TEL:68-0038
●丹後支所/TEL:75-2222 ●久美浜支所/TEL:82-0155
●弥栄支所/TEL:65-3137(火・金のみ)

京都府伝統産業 令和8年度 生産基盤支援事業費補助金

ご案内

京都府では、伝統と文化のものづくり産業の生産基盤を支え、強化するために行う生産設備の新設、増設、更新又は改修を支援する補助制度を実施しています。

対象事業	(1)産地組合が認める伝統と文化のものづくり産業の生産基盤を支えるために真に必要な生産設備等の更新、改修、新設、増設 (2)産地組合が認める製造に必要な不可欠な伝統的技術又は技法により製造するための稀少道具類の整備 ※道具類の整備は産地組合からの申請に限ります			
	購入費	生産設備等の購入に要する経費・生産設備等に付属する備品や部品類の購入経費も含む		
対象経費 (消費税は対象外)	設置費等	生産設備等を設置場所まで運搬する経費及び設置に係る経費・改修に係る経費		
	その他知事が必要と認める経費	上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費(生産設備等の設置にあたり必要な外注加工費等)		
	例:織機、ジャカード、コントローラー、機拵え、関連設備(燃糸機、管巻機等) ※ストック用消耗品、シャトルは補助対象外 ※道具類の整備として、シャトルの申請が必要な方は5月15日(金)午後5時までに丹後織物工業組合へ見積書をご提出ください ※見積書の宛名は丹後織物工業組合			
補助率等 (1,000円未満の端数切捨て)		補助率	補助上限額	補助下限額
	(1)設備の更新又は改修 (2)設備の新設又は増設 ※(1)と(2)の同時申請はできません	3分の1以内	250万円	10万円
	存続が危惧される次の工程の設備の更新又は改修 ・蒸水洗工程・織物精練工程 ・金銀糸製造工程	3分の1以内	500万円	10万円
	(3)道具類の整備(シャトルのみ)	3分の1以内	250万円	3万円
募集期間	令和8年4月1日(水)～令和8年5月29日(金)午後5時必着			
推薦書発行	5月22日(金)午後5時までに丹後織物工業組合へ申請書一式を持込、発行依頼すること			
対象期間	交付決定日(事前着手予定日以降の日)～令和9年1月29日(金)まで			
問い合わせ先	京都府織物・機械金属振興センター(電話0772-62-7400)			
必要書類	申請書、見積書(内容、必要個数等が記載され、税抜き金額が明記のもの)更新前の写真、丹後織物工業組合の推薦書等			

【その他】

- ※丹後織物工業組合の推薦書発行には非組合員様は手数料が必要で最低5,500円、補助金交付申請額×1%+消費税
- ※書類不備の場合は受付不可なので早めの申請を心がけてください
- ※納入業者都合や資金不足などの理由による変更・中止の申請は認められません
- ※個人事業主である申請者の年齢が65歳以上の場合は後継者または予定される後継体制の記載が必要です
- ※補助金は予算の範囲内で交付、交付決定額は申請額を下回る場合があります
- ※経費の支払いは銀行振り込み必須、振込手数料は対象外経費です
- ※設備の更新又は改修の場合、申請時に実施前の写真、実績報告時に実施後の写真の添付が必須です
- ※申請者の所有物ではない生産設備等に対する更新又は改修は対象外です(例:申請者の所有ではない織機に対する綜統の更新(機拵え)等)
- ※個人事業主の方で、商習慣上、見積書や請求書が「屋号」宛にて発行されている方は、本補助金に係る見積書や請求書等については必ず氏名も併記いただくようにしてください

※制度の詳細については、募集要項を必ずご確認ください



◎詳しくはこちら(京丹後市商工会 HP) →

京丹後市製造業 令和8年度 経営基盤強化推進事業補助金

ご案内

京丹後市の織物業および機械金属業をはじめとする製造業の経営基盤の強化を図るため、省力化、高付加価値化及び生産設備の高度化その他生産性の向上及び需要の多様化への対応に係る設備投資を支援します。

補助対象事業者	京丹後市内に住所を有する個人事業者、または所在地を有する法人事業者		
補助対象事業	織物業および機械金属業などの製造業が市内で行う生産設備の新設、更新及び改良事業 ※織物業及びその関連産業の事業者については、「京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金」に申請した方も申請できます。		
対象経費 (消費税及び地方消費税は対象外)	機械装置購入費、備品購入費、情報通信機器購入費※、ソフトウェア購入費※、外注加工費、運搬費、設置費、その他市長が必要と認める経費 ※補助対象経費の合計が30万円に満たない場合は、対象となりません ※生産活動の高度化・省力化等(DX)に資するものであって、用途が明確なものに限り対象とします。ただし、汎用的に使用可能であり、生産活動との関連が明確でないものは対象外とします。		
補助率等 (1,000円未満の端数切捨て)	補助率	補助上限額	補助下限額
	3分の1以内	250万円	10万円
※ただし、織物業及びその関連産業の事業者については、市及び市以外の補助金の交付合計額が、補助対象経費の3分の2の額を超えないこと。3分の2を超える場合は補助金の算出額から当該超える額を減額します。			
申請期間	令和8年4月1日(水)～令和8年5月29日(金)		
補助事業期間	令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)		
申請窓口	京丹後市商工観光部商工振興課(電話0772-69-0440) ※5月11日(月)以降は峰山庁舎に移転します		
必要書類	申請書、見積書の写し、投資回収期間算定シート、経営力向上計画認定関係資料等 ※経営力向上計画の認定通知書の写し、または申請中であることを確認できる申請ページ等の印刷控えが必要 ※補助金は予算の範囲内で交付されますので、交付決定額が申請額を下回る場合があります ※制度の詳細については、必ず市ホームページをご確認ください		

お申込み・お問い合わせ先

◎詳しくはこちら(京丹後市商工会 HP) →

京丹後市商工会 本所 ☎0772-62-0342 大宮支所 ☎0772-68-0038
網野支所 ☎0772-72-1863 丹後支所 ☎0772-75-2222
弥栄支所 ☎0772-65-3137 久美浜支所 ☎0772-82-0155



当労働保険事務組合ご加入のみなさまへ

労働保険年度更新のお知らせ

令和8年度労働保険年度更新の時期となりました。
4月中旬に委託事業所様へは年度更新関連書類を送付させていただいております。書類のご提出は期限内にお願いいたします。

提出期限 **5月8日(金)**
(期限厳守)



令和8年度 雇用保険料率のご案内

雇用保険料率は以下のとおりです。 ●令和8年4月1日～令和9年3月31日

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業給付・育児休業給付の保険料率のみ)		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

2026年4月からスタート

130万の壁が緩和されます



いわゆる「130万円の壁」に関するルールが見直され、一時的な収入増でも、一定の条件を満たせば扶養を維持できるようになり、柔軟な働き方が可能になりました。

旧制度 130万を超えると扶養から外れる

新制度 130万を超えても一時的(繁忙期の残業代や突発的な手当)な超過であること + 事業主の証明があれば扶養継続可能
(令和8年4月～)

- ※原則、連続して3回130万円を超える場合は扶養から外れます。
- ※2025年10月以降、19歳以上23歳未満の学生は「150万円の壁」に緩和されています。
- ※一定規模以上の企業で働く場合、年収106万円以上(月額8.8万円以上)で社会保険加入となる別のルールは継続されます。

■京丹後市商工会では、新制度についてのセミナーを実施予定です。詳細が決まり次第お知らせいたします。



◎詳しくはこちら(厚生労働省 HP) →

令和8年度『意欲ある部会事業推進助成金』の募集について

当会の意欲ある部会事業推進助成金は、部会事業を活性化し、複数の会員事業者及び既存の組合等が関わることによる相乗効果、また部会の枠を超えた異業種での取組みによる業界の振興を目的として実施しています。令和8年度においては、持続可能な地域経済の発展に向けて業界連携を図る活動を支援いたします。

募集期間	令和8年 5月1日(金)～6月17日(水)
対象事業者	(1)事業を協力して取り組もうとしている複数の事業所(原則3事業所以上)で、構成員の商工会員割合が100%のグループ等。 (2)商工会員である団体・組合等。(NPO法人、有限責任事業組合を除く)
対象事業内容	①各業界の総合的な改善・発展及び活性化に貢献する事業 ②各業界の社会一般の福祉の増進に資する事業 ③本制度を利用して、過去に同一の事業、若しくは同一と認められる酷似した内容で助成金を受けていない事業(視察研修事業を除く) ④その他、上記に準ずる事業で、審査会において適当と認められた事業 ⑤令和8年4月1日以降に開始する事業で、原則として令和9年2月末日までに完了する事業 グループ内で目指すべき目的・目標を定め、その目的・目標に向かって段階的に取り組んでいく事業等を重点的に支援します。 ※過去に同一の事業、若しくは同一と認められる酷似した内容で助成金を受けている事業は、不採択若しくは減額となります。 ※国などが助成する他の制度との併給はできません。
助成額	●交付申請額は、1団体につき50万円を限度とし、対象経費の範囲内で申請してください。(※申請額については1,000円未満の端数は切り捨て)
その他事項	本助成金の詳細につきましては、商工会本支所、当会ホームページ(https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp/)にてご確認ください。

経営発達支援計画

令和7年度 伴走型小規模事業者支援推進事業

地域経済動向調査『D.I』報告

業種	2月	3月	前月比	前年同月値	2月	3月	前月比	前年同月値
	産業全体				織物業			
売上高	▲1.0	▲5.0	-4.0	▲7.0	21.4	7.1	-14.3	▲7.1
採算	▲21.0	▲12.0	9.0	▲12.0	▲35.7	▲14.3	21.4	▲14.3
資金繰り	▲14.0	▲12.0	2.0	▲20.0	▲28.6	▲14.3	14.3	▲50.0
業況	▲35.0	▲32.0	3.0	▲30.0	▲71.4	▲71.4	0.0	▲50.0
	機械金属業				工業			
売上高	14.3	▲7.1	-21.4	▲50.0	0.0	7.1	7.1	▲14.3
採算	▲7.1	▲7.1	0.0	▲50.0	0.0	7.1	7.1	14.3
資金繰り	▲14.3	▲28.6	-14.3	▲28.6	14.3	0.0	-14.3	7.1
業況	▲42.9	▲50.0	-7.1	▲71.4	▲7.1	▲14.3	-7.1	0.0
	建設業				商業			
売上高	6.7	▲6.7	-13.3	20.0	▲28.6	▲35.7	-7.1	14.3
採算	6.7	▲20.0	-26.7	▲13.3	▲57.1	▲21.4	35.7	0.0
資金繰り	6.7	▲6.7	-13.3	▲20.0	▲50.0	▲28.6	21.4	▲21.4
業況	0.0	▲33.3	-33.3	▲20.0	▲50.0	▲28.6	21.4	▲35.7
	観光業				サービス業			
売上高	▲7.1	14.3	21.4	▲7.1	▲13.3	▲13.3	0.0	▲6.7
採算	▲21.4	▲14.3	7.1	7.1	▲33.3	▲13.3	20.0	▲26.7
資金繰り	▲14.3	0.0	14.3	▲7.1	▲13.3	▲6.7	6.7	▲20.0
業況	▲28.6	▲14.3	14.3	▲35.7	▲46.7	▲13.3	33.3	0.0

●市内事業所(約100社程度)をヒアリングした景気動向結果を指標化し、「DI」値としています。

令和8年度 協会けんぽ保険料率のご案内

健康保険料は以下のとおりです。 令和8年3月分(4月納付分)～

健康保険料率 **9.89%** 介護保険料率 **1.62%**

令和8年4月分(5月納付分)より、子ども・子育て支援金制度が始まります

子ども・子育て支援金は、少子化対策の一環として、子育て支援の財源を社会全体で支えるために創設されるものです。医療保険に上乗せして徴収され、児童手当の拡充や子育て支援施策に充てられます。

1人当たりの負担金は月額数百円程度の見込みで、加入する医療保険ごとに設定された支援金率に基づき負担します。

被用者保険(協会けんぽ・健康保険組合・共済組合など)における支援金率は以下のとおりです。

●子ども・子育て支援金率 ▶▶ **0.23%**

- ※医療保険の保険料とあわせて徴収します。
- ※支援金額(月額)は、標準報酬月額×支援金率になります。
- ※健康保険料、介護保険料と同様に、支援金額は労使折半となります。
- ※賞与からも支援金を拠出いただきます(標準賞与×支援金率)。
- ※国民健康保険、後期高齢者医療制度の支援金率は、所得や各制度の算定方法に基づき決定され、納付時期に応じて徴収時期が異なります。



◎詳しくはこちら(子ども家庭庁HP)

エキスパート派遣制度のご紹介

経営・営業・生産・技術など、多くの課題を抱える「小規模事業者又は創業を予定する方」(小規模事業者等)の要望に応じて、エキスパート(専門家)を事務所等へ派遣し、専門的かつ実践的な指導・助言により課題解決を図る制度です。

こんな時に相談ください

- ・経営計画を作成したい
- ・社内の業務システムを見直したい
- ・コストダウンを図りたい
- ・就業規則を見直したい
- ・社員の教育訓練について指導を受けたい
- ・新分野への進出や新技術の導入をすすめたい
- ・店舗改装を行いたい
- ・商品デザインを見直したい
- ・新しい事業について助言を受けたい

商工会の便利な制度をご活用ください



①費用は無料

エキスパートの謝金・旅費は初回に限り無料です。2回目以降は受益者負担となりますが、1企業1テーマにつき最大5回まで派遣が可能です。

②エキスパートが訪問指導

エキスパート(専門家)が事業者等を訪問し、指導を行います。(内容は秘密厳守)日程調整や訪問時には、当会職員が手配・同行します。

③経験豊かな専門家を登録

幅広い分野に対応できる専門家が登録されていますので、ご相談内容に応じて職員が最適な専門家をご紹介します。

◇専門的な知識を気軽に活用できる便利な制度ですので、ぜひご活用ください。詳しくは、京丹後市商工会本支所の職員までお気軽にお問い合わせください。

青年部通信

若手事業者募集中!

申込・詳細は京丹後市商工会
青年部事務局まで
TEL.0772-62-0342

令和7年度 青年部新年会を開催しました

令和8年2月22日(日)に、令和7年度京丹後市商工会青年部新年会を久美浜温泉湯元館で開催いたしました。三連休中の開催ということもあり、参加人数は例年に比べて少なめではありましたが、その分、参加した部員同士がゆっくりと交流を深めることができ、和やかで有意義な時間となりました。

日頃はそれぞれの事業や地域活動に取り組む中で、改めて顔を合わせ、近況や仕事のこと、青年部活動への思いを語り合うことができ、部員同士のつながりの大切さを再認識する機会となりました。

また、新規部員の加入促進についても話題となり、これからの青年部をさらに活気ある組織にしていくためには、「参加しやすい」「つながりやすい」「学びや刺激がある」青年部づくりが大切であることを改めて共有しました。今後も、仲間づくりを大切にしながら、地域や事業所の未来を担う若手経営者・後継者が集い、支え合える組織づくりを進めてまいります。

令和8年度も、青年部らしく「つながり」と「行動力」を大切にしながら、地域貢献活動、次世代育成活動、研修事業、交流事業を通じて、部員相互の成長と地域経済の活性化につなげていきたいと考えております。また、新しい仲間を積極的に迎え入れ、より魅力ある青年部となるよう、執行部・部員一丸となって取り組んでまいります。

地域の若手経営者・後継者の皆さまにおかれましても、ぜひ京丹後市商工会青年部の活動に関心を持っていただき、仲間としてともに地域を盛り上げていければ幸いです。

今後とも、京丹後市商工会青年部へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



女性部だより

女性部員募集中

私達と共に、女性部の活動に参加しませんか?
商工会女性部事務局 TEL.62-0342

第20回通常総会を開催しました

・部員総数140名、108名出席(本人出席41名、委任状出席67名)

令和8年4月14日、「丹後王国 食のみやこ」におきまして、第20回通常総会を開催いたしました。山内部長の挨拶の後、議長に大宮支部の野木部員を選出し、下記の議案審議が行われ、提出された全議案とも原案どおり承認可決されました。

また、総会終了後には山と海with日本海牧場にて懇親会を開催しました。出席者のうち新たに加入された2名の紹介を行い、ご本人から事業所の紹介をしていただきました。後半にはじゃんけん大会を行うなど、支部の枠を超えて楽しみながら親睦を深めることができました。

- 第1号議案 令和7年度事業報告並びに収支決算承認の件
- 第2号議案 令和7年度会費額並びに納入方法決定の件
- 第3号議案 令和8年度事業計画並びに収支予算決定の件

